

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起（パラ州における規制の緩和）

パラ州政府は新たな知事令に基づき、12月6日より州内全域の規制を緩和したところ、主な概要は以下のとおりです。

1 商業施設（レストラン、バー、ナイトクラブ）、映画館、劇場、スポーツジム、観光地や各イベントを開催する民間・公共施設での入場者数制限を撤廃。ただし、入場者はワクチン接種証明書（2回目まで）の提示が必要。

2 ワクチン接種を受けていない者であっても、同接種を受けられない理由を明記した医師の診断書または、48時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書を提示することで上記施設に入場可能。

3 ワクチン接種率が市民の70%以上を占める自治体は年末のイベント開催が認められ、接種率が市民の80%以上を占める自治体は来年のカーニバルの開催が認められる。

4 本知事令に違反した個人または法人は嚴重注意処分となり、改善が見られない場合には1日あたり150レアル（個人）または5万レアル（法人）の反則金と事業の停止が命じられる。

○年末年始の休暇シーズンを控え、旅行や外出する市民も増えてきますが、今後、感染者数が増加する可能性もありますので、引き続き十分ご注意願います。